## ■ オンライン資格確認の円滑化へご協力のお願い

## マイナ保険証による資格確認とデータ登録について

- ・厚生労働省から「マイナ保険証で受診しオンライン資格確認を行ったところ、最新の資格情報 が登録されず**『資格無効』**と表示される事態が発生している」との通知がありました。
- ・また、会計検査院から「現状に即したデータ登録が行われていない」との指摘もあることから、マイナ保険証利用への円滑な移行に向け、下記対応へのご協力をお願いいたします。

## 資格取得者にマイナ保険証の利用時期を周知

- ① マイナンバー等が正確に記入された資格 取得届等の<u>データ登録が完了後</u>マイナ 保険証での受診が可能となること
- ② 正確な情報が記載された届出書の場合、5日以内にデータ登録が完了すること
- ③ 資格取得届等には法令上マイナンバーの記載が求められ、正確な情報の記載がない場合、データ登録に相当の期間が必要、その間マイナ保険証は利用不可
- ④ 資格取得後、初めてマイナ保険証で受診する場合、事前に<u>マイナポータルにアク</u>セスして、資格情報を確認すること

## R.6.12/2以降、健康保険証廃止後の対応

- ① 資格取得届等のデータ登録完了後、健保より「資格情報のお知らせ」を送付します
- ② 「資格情報のお知らせ」が届いてからマイナ保険証による受診が可能となります
- ③ 資格取得届等に、正確な情報の記載が ない場合、データ登録完了まで相当の 期間が必要となり、その間マイナ保険証 は利用できません
- ④ 一定期間経過後もデータ登録が完了しない場合、職権で「資格確認書」を交付する場合があります(有効期間は1ヶ月以下)。 交付後は、有効期限までにマイナンバーなど必要情報の提出を促して下さい